

行政常任委員会

令和 8 年 6 月 1 8 日（木）

午前 9 時 5 8 分開 会

○西川委員長 ただいまより行政常任委員会を開会いたします。

市長が挨拶を述べる前に、一言お願いがあります。

私も副委員長も、今回初めての改選後の常任委員長、副ですので、多分各課長の方も聞いていますと思いますが、何課というのを多分間違えるときがありますので、そのときは課長とか、担当というので許可してもらいたいと思います。

では、市長、御挨拶をお願いします。

○加藤市長 おはようございます。

昨日までの本会議に引き続きまして、本日から新委員長の下、行政常任委員会を開催していただけますこと、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 3 5 号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」から議案第 3 9 号「工事請負契約について（尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事）」までの計 5 議案と、そして一昨日追加させていただきました議案第 4 1 号「工事請負契約について（中井町津波避難施設建設工事）」と議案第 4 2 号「工事請負契約について（矢浜津波避難施設建設工事）」、計 2 議案を加えまして、合計 7 議案でございます。

これら提出議案につきましては、担当課より説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○西川委員長 それでは、審査に入ります。

財政課の課長、説明をお願いします。

○岩本財政課長 議案第 3 8 号「令和 8 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について」のうち財政課に係る予算について御説明申し上げます。

まず、補正予算書の 1 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 4 0 5 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 2 8 億 7, 1 9 0 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、1 0 ページ、1 1 ページを御覧ください。

歳入でございます。

このうち、最下段の１８款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金１，７４８万円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

続きまして、１２、１３ページを御覧ください。

２１款市債、１項市債、６目消防債２４０万円の増額は、矢浜消防団車庫移転整備事業に対する消防団施設整備事業債でございます。

続きまして、１６、１７ページを御覧ください。

歳出でございます。

このうち、中段にあります４款衛生費、６項病院費、１目病院費につきましては、財源更正でございまして、ふるさと応援基金繰入金を５３万円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。これにつきましては、他事業との充当額の調整によるものでございます。

次に、補正予算書の５ページにお戻りください。

第３表地方債補正でございます。

追加１件につきましては、消防団施設整備事業で限度額が２４０万円、起債の方法等につきましては、表に記載のとおりでございます。

ここで、委員会資料の１ページを御覧ください。

今回の補正を踏まえた基金残高でございます。財政調整基金につきましては、１，７４８万円を取り崩すことにより、補正後の残高は１８億４，８３１万１，０００円、基金合計につきましては、３１億８，５１４万円となる見込みでございます。

補正予算に係る財政課からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西川委員長　説明は以上のとおりです。

ただいまの説明に対し、御質疑があればお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西川委員長　今、なしという声がありました。

他にありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西川委員長　財政課より、報告事項の説明をお願いします。

○岩本財政課長　それでは、今回、報告事項として、尾鷲市公共施設個別計画の一部修正について説明させていただきます。

今回修正させていただく内容は、施設の整備方針の決定に伴う記載内容の変更及び令和７年度中に除却を行った施設の抹消等が主なものでございます。

内容につきましては、林参事のほうから説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○林財政課参事 それでは、公共施設個別計画の修正内容について、主なところを説明させていただきます。

個別計画の6ページを御覧ください。

6ページから10ページにかけて、対象施設の一覧を記載しておりますが、各施設の経過年数を現時点での年数に修正したほか、除却済みの施設を抹消したものでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。

3番、市役所庁舎（別館）につきましては、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化工事の工期変更に伴い、除却の年度を令和10年度まで延長しております。

次に、18ページを御覧ください。

13番、矢浜消防車庫ですが、先般、防災危機管理課から説明させていただきました、津波浸水区域外に建設用地が確保されたことから、令和9年度に施設の移転、建て替えを行うこととして修正させていただきました。

次に、28ページを御覧ください。

49番のまちかどHOTセンターにつきましては、本年度に長寿命化を実施する計画となっておりますが、簡易診断の結果、耐震性があることが確認されたことから、今後も適切に管理していく旨、修正させていただきました。

また、51番、尾鷲市青年の家和光荘及び53番の尾鷲ユースホテルにつきましては、令和9年度及び令和10年度にそれぞれ除却する計画ではございましたが、先ほどの矢浜消防車庫の移転、建て替えを優先し、両施設の除却を若干先送りさせていただいております。

そのほかの修正につきましては、除却済みの施設の抹消や一部元教員住宅の除却方針、除却年度の修正等を行ったものでございます。

以上で、尾鷲市公共施設個別計画の一部修正の説明とさせていただきます。

○西川委員長 ただいまの説明に対し、御質疑があればお願いします。

○南委員 今、参事のほうから、教育委員会の体育館と中央公のあれによって、除却計画が10年度以降と説明されたと思うんですけども、これについては、もうやはり体育館と中央公が唯一のこれから、尾鷲の憩いの集客交流の場になる可能性が大きいので、できる限り、工事が竣工と並行して除却をできるような、僕、取

組をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがですか、市長、できる限り早く。

○加藤市長　本件については、いろんな検討をやっております。前々から、南委員のほうから、いろんな御指摘、あるいは御意見を頂戴しているわけなんですけれども、一応この中央公、それから体育館、令和9年の一応秋を予定しておりますので、今の財政状況からして、どういう形になるかということを今、検討しております。

実を言いますと、前々から申し上げますように、要するに一般財源等々といったのは、令和9年度、大変厳しゅうございます。その辺のところのやりくりをしながら、令和10年度以降にどう結びつけていくか、そういう状況の中で、財政バランスを考えていきながら、要するに検討していきたいと思っています。

ちょっとしばらく、今の状況と今後のあれすることによって、いろんな、起債云々等と有利な補助金等々も結構前向きに検討しなきゃならない部分もございますので、今の状況ではこういう形なんですけれども、要するに、せつかくこういうふうにして新しく体育館、中央公民館が改装され、長寿命化もできているんですから、同時並行的な、御意見は非常に十分認識しておりますので、この件については、もうしばらくちょっと財政状況等も踏まえまして検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○南委員　市長の考え方は大体理解できるんですけれども、やはり今回の大きな集客交流の場になることは、僕は間違いないと思いますし、やはり優先順位からいっても、いろんな施設の除却からしても、今回の元教育委員会の撤去というのが一番優先度も僕は高なってくると思うんですけれども、そういったことも十分踏まえながら、速やかに対応をしていただきたいと要望をしておきます。

それと関連して、中央公なんですけれども、中央公の前にある陶芸教室、あれはもう元よりもう耐震強度が全くないということで、国の補助もつかなかった施設なんですけれども、あの施設については、どのように全体のバランスの中でも、あれこそいち早く除却しなくちゃいけない施設じゃないのかなと僕は思うんですけれども、今回のこの個別計画の中でどのように位置づけをされておるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○林財政課参事　南委員の言う陶芸センターなんですけど、個別計画の中身自体については一応令和10年度まで、今計画期間において、1年先の検討を行うということで、10年度までにはその方向性というのをもう決めていくという形で今、

個別計画には載せていただいています。

○南委員　　まず、移転場所を先に決定してから、できるだけこれも速やかにお願いをいたします。

　　以上です。

○西川委員長　　他に御質疑はありませんか。

○中井委員　　先ほど、ユースホステルの除去が、消防団車庫の移転によって少し遅れたという話があったと思うんですけれども、財源構成の中でどれくらいの影響があって、遅れる予定になったのかあたりを、もしお分かりであれば教えていただきたいなと思います。

○岩本財政課長　　個別計画にも記載させていただいておりますけれども、青年の家和光荘で現時点での除却費用が2,300万程度、それからユースホステルのほうが1,200万程度、これはどのようになるかは分かりませんが、恐らくもう少し上がってくるんだらうなと思いますので、その辺鑑みて、特に9年度、10年度については一般財源が増えるであろうと予想しておりますので、その辺鑑みて、若干ずらしていきたいという方針でございます。

○中井委員　　起債の関係とかではないという感じですかね。

○岩本財政課長　　もとより起債のほうが、除却事業については、過疎債のソフト分というのは使えるんですけれども、額に限りがありますので、これは一般財源と捉えて実施する予定であります。

○西川委員長　　ほかに御質疑ある方、いませんか。大丈夫ですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西川委員長　　では、これで財政課の審査を終わります。ありがとうございました。

次に、市長公室の審査を行いますので、準備ができるまでしばらくお待ちください。

それでは、市長公室の審査を始めます。

まず、議案第36号「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」の説明をお願いします。

○濱田市長公室長　　市長公室です。よろしくお願いします。

それでは、市長公室に係る議案について説明させていただきます。

議案書3ページを御覧ください。通知します。

議案第36号「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部改正

について」につきまして、次のページ、議案書４ページで説明させていただきます。

本条例改正は、尾鷲市に住所を有する６５歳以上の高齢者に対し、コミュニティバスの運賃無料化を実施することで、バスを利用した外出を促し、フレイルや要介護の予防につなげ、健康寿命の延伸を図るとともに、小学生以下の児童や障害者手帳等の交付を受けている者についても運賃無料化を行うことで、バス利用の機会を拡大させ、将来のバス利用者の増加や家計の負担軽減につなげることを目的として、本年１０月１日から実施するため、所要の改正を行うものであります。

新たに追加いたしました条例第６条第２項の規定につきましては、第１号に規定する小学生以下の者から第６号に規定する者までについて、利用料金を無料と定めるものであります。

同条第３項の規定は、第２項第３号から第５号に定める者の介護者、第６号に定める者の付添い人及び運転免許証自主返納者及び同伴者に対し、利用料金を半額とするものを定めるものであります。

次のページ、５ページを御覧ください。

施行日は令和８年１０月１日であります。

なお、本条例改正の内容につきましては、本年５月２５日に開催いただきました行政常任委員会の御意見及び同月２８日に開催の尾鷲市地域公共交通活性化協議会での了承を踏まえたものであります。

予算につきましては、後ほど議案第３８号で説明させていただきますが、概要について、行政常任委員会資料で説明させていただきます。

行政常任委員会資料１ページを御覧ください。

本資料につきましては、５月２５日に開催いただきました行政常任委員会資料と基本的に同じものでありますが、運賃無料化の対象拡大に伴い、３の対象者と６の料金体系案の部分を変更させていただいております。

１の目的及び２の開始日につきましては、冒頭、条例改正の目的で説明させていただきましたので、説明を割愛させていただきます。

３の対象者につきましては、小学生以下の者及び尾鷲市に住所を有する６５歳以上の者であって、申請に基づき発行する無料バスを提示した者に加え、１８歳、高校生までや身体障害者手帳等を提示した者に対しても無料拡大との御意見をいただいておりますので、今回につきましては、現状、普通料金の半額となっております身体障害者手帳等を提示した者について運賃無料化の対象を拡大させていただきます。

4の路線につきましては、指定管理対象路線である尾鷲地区・須賀利地区と業務委託対象路線の九鬼・早田線、北輪内線、南輪内線となります。

5の無料パスにつきましては、不正利用防止のため、顔写真付きの御意見がありました、基本的には地元住民を対象とした地域密着路線であり、申請時の65歳以上の高齢者方の負担や定期的な更新手続による負担軽減を考慮し、顔写真なしとさせていただきたいと考えております。

6の申請方法につきましては、より多くの皆様に申請していただけるよう、本庁舎はもとより、各コミュニティーセンターやふれあいバス車内での申請書配付と回収も行いたいと考えております。

次のページ、2ページを御覧ください。

7の乗降者数把握につきましては、三重交通が発行する路線ごとに色分けされた料金別切符を運賃箱に投函いただくことと、不定期の乗降調査により把握いたしたいと考えております。

8は、今まで説明させていただきました料金体系を表にまとめたものであります。

新たに尾鷲市に住所を有する65歳以上の者のほか、現状の普通料金の半額であった小学生以下の者、身体障害者手帳、知的障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、被救護者割引証の各所有者については無料に、身体障害者手帳等の所有者の介護者または付添人については、従前どおりの半額、運転免許自主返納者及びその同伴者は、従前どおり半額であります。

なお、10月1日からの無料化実施については、市民の皆様からもお問合せをいただいておりますので、8月以降となりますが、尾鷲市広報への記事掲載など、しっかりと周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、議案第36号「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきまして説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○西川委員長 説明は以上のとおりです。

ただいまの説明に対し、御質疑があればお願いします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西川委員長 では、私から一つちょっといいでしょうか。

パスの中に色分けか何かやるんですか。例えば、介護者とか、介護される人、する人とか、半額とか無料とかの場合は、パスに色分けとかで分かりやすく運転手さんに示すようには行わないんですか。

○濱田市長公室長　　基本的には、今回の６５歳の無料パスは赤でさせていただきます。それぞれの手帳所有者の方は、それぞれが公的機関が発行した身体障害者手帳等をお持ちいただいておりますので、従前どおり、新たなパスを発行せず、それを見せさせていただくという形になります。

○西川委員長　　そうすると、逆に色分けしておいたほうが、もう２枚見せるという必要はないんじゃないのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○濱田市長公室長　　今回、例えば身障手帳所有の方についても、６５歳以上の無料の方についても、もう無料となりますので、身障手帳を見せいただいても、無料パスを見せて、６５歳以上の方であれば、身障手帳でも、無料パスでも、どちらでも問題ないかと思います。提示はそれで、１枚だけ、一つだけで結構だと思います。

○西川委員長　　分かりました。

他に御質疑ありませんか。

○南委員　　今回、市長の公約から始まって、６５歳以上は無料、大変喜んでおりますし、また小学校以下、それへの、お身体の不自由な方も、かなり拡大をしていただいたということで、高く評価をいたしたいと思います。

ただ１点、僕、今日もある方に尋ねられたんですけども、須賀利の場合は、須賀利の区間中は無料ですよ、島勝まで。島勝から尾鷲まで三重交通を利用すると、お金が要るんですよ、当然。そこら辺のあたりは一体どうあれしてくれるんやろうかと、そうやなということで、できたら直通便を走らせてもろうたら一番いいんやけど、一回、執行部のほうと、いろんなもうハードルはあるけれども、相談させてもらうわなということを聞いたんですけども、その点については、課としてはどのようなあれをしましたか。

○濱田市長公室長　　須賀利の方につきましては、従前から料金、利用者の大体６００円が市内で最大料金となりますので、須賀利から島勝で、三重交通の島勝線であるとか、尾鷲海山線を乗り継いで、既存の公共交通を乗り継いで来られる場合については、運賃平準化の補助金という、委託料という形で、金額を６００円に合うようにさせていただいております。なので、通常多分９４０円とかかるものを６００円になるように、その分、３４０円をこちらから、運賃平準化の業務委託を出して、６００円で来られるようにさせていただきました。

今回につきましても同じ考え方で、須賀利の、例えば奥の西の浜から島勝まで来る２００円は、６５歳以上の方は無料になります。そこから、島勝から島勝線とか、

バスセンターから尾鷲海山線を乗り継いで市内に来られる方については、そちらについては予算措置のほうで無料で来られるように措置をさせていただいておりますので、そうやもんで、尾鷲市内の方と同様、須賀利から来られる方には無料対応させていただきたいと考えております。

○南委員 ありがとうございました。ぜひとも公平にさせていただくよう、お願いします。ありがとうございます。

○中村委員 すみません、ちょっと確認させていただきたいんですけども、この無料パスの申請方法なんですけど、市役所本庁舎、各コミュニティーセンター、ふれあいバス車内で申請書の配付、回収というのをを行うって書いてあるんですけども、これ、回収に持っていくときですよ。そのときに、代わりに持ってきたというのはなしですか。やはり本人が持っていかなあかんということですか。

○濱田市長公室長 申請につきましては、代理で結構だと思います。一応様式の中に、例えば住基であるとか、これは市民サービス課との話になりますけれども、本人確認であるとかいうことはこちらでさせていただきますので、その上で発行という手続になりますので、その場で確認するわけではございませんので、まずは申請は誰かで持ってきていただいても結構です。

○西川委員長 どうですか、ほかにありませんか。

○仲委員 今回のコミュニティバスの、65歳以上無料化というのは大いに結構なんですけど、コミュニティバスと業務委託については、特に当初から公共交通の路線をどうしても走らせると、廃止にならんようにという、僕にも頭あるんですけど、現在でも、市内のコミュニティバスが、以前の公共交通の、言うたら天満等についてはなかったけど、今、走っておるんですね。

そういう中で、乗客数はいつもチェックされておると思うんですけど、その中でいろんな検討がなされておると思うんですけど、例えば市内のコミュニティバスの中で、泉、倉ノ谷、坂場等は、公共交通がなかったということで、今でもそのコミュニティバスは走っていないですね。

今回の65歳以上の無料運賃化によって、実は格差が生じるんですね。コミュニティバスが走っていないということで、そこからは乗れないもんで、格差が生じると。言うたら、一つの課題が出るわけなんですわ。それは致し方ないんですけど、今後、特にコミュニティバスが走っていない地区の市民の声をやっぱり十分聞いていただかないと、格差が生じたままの中で対策が全くないというのは、ちょっと困った話やなと思いますので、この施策は僕は賛成なんですけど、その外れた地区の

今後の考え方を、やっぱりしっかり持っていないといけないと思うんですけど、市長、どうですか。

○加藤市長　この話は、委員おっしゃるように、例えば北浦の上のほうとか、馬越とか、いろんなところが入っていない、おっしゃるように、コミュニティバスの走っているところ、走っていないところ、いろんな事情がありますので、その理由はどうのこうの申し上げてもあれですけども、事情をあれ次第、そのためにきちんとどういう補填をしようとするかということは、なお大きな課題として今考えております。

本当に今現状、いろんな安全性とか、そういった、狭隘な道路でというような、いろんな安全性を担保するがためになって、いろんな理由があるんですけど、おっしゃるように、やはり平等性というのは僕は必要だと思っているんですよ。しかし、でも、コミュニティバスは走れないわねと。それに対する補填をどうしていくのかということは、これ、やっぱり考えていかなきゃならないと思います。これは前々から、いろんな方法、方策というのは、一応いろいろな案は出ているんですけども、その辺のところを具現化していく必要があるんじゃないかなと私自身は思っております。

○西川委員長　ほかにありませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西川委員長　では、なければ次の議題に移ります。

議案第38号、一般会計補正予算（第3号）の説明をお願いします。

○濱田市長公室長　それでは、次に、議案書8ページ、議案第38号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」のうち、市長公室に係る分につきまして、お手元に配付の令和8年度尾鷲市一般会計補正予算書（第3号）及び予算説明書により説明させていただきます。

補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。通知いたします。

まず、歳入であります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金につきましては、補正前額3億6,797万1,000円のうち、地域未来交付金308万3,000円に対し、補正額30万2,000円を増額し、338万5,000円とし、施設総額を3億6,827万3,000円とするものであります。

内容といたしましては、商工観光事業推進課で実施いたしますデジタル技術を活用した市内企業の活性化及び魅力発信事業及び地域DMOによる地域の稼ぐ力創出

事業に対する地域未来交付金の交付額の増額によるものであります。

続きまして、歳出について説明いたします。

補正予算書 14 ページ、15 ページを御覧ください。通知します。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目企画費につきましては、補正前額 2 億 2,415 万 9,000 円、このうち、交通体系関係事務経費は 1 億 184 万 2,000 円となりますが、これに対し、補正額 627 万 7,000 円を増額し、2 億 3,043 万 6,000 円、交通体系関係事務経費でいえば、1 億 811 万 9,000 円とするものであります。

増額の理由は、議案第 36 号で説明させていただきました、本年 10 月 1 日から尾鷲市に住所を有する 65 歳以上の方などに対する尾鷲市コミュニティバスの運賃無料化を実施するための関連経費の追加並びに増額によるものであります。

詳細につきましては、10 節需用費 15 万 7,000 円の追加は、無料化バス用のラミネートフィルム代や関連消耗品代、無料化パス印刷代等であります。

11 節役務費 46 万円の追加は、無料化パス郵送代であります。

12 節委託料 566 万円の増額は、10 月 1 日から対象者に対し、運賃無料化を実施することにより、10 月から 3 月までの運賃経費からの控除財源、つまりは利用料金収入が減額となることから、それぞれの契約額等の変更を行うための予算の増額であります。

先ほど南委員からもありました運賃平準化の部分ですが、運賃平準化業務委託料は、三重交通に委託しております須賀利地区・尾鷲地区内、尾鷲市内間において三重交通が運行する島勝線と尾鷲海山線を乗り継ぐ際の運賃平準化に係る業務委託料 16 万円の増額、自主運行バス委託料は、三重交通に委託しております九鬼・早田線、北輪内線、南輪内線の 3 路線に係る委託料 450 万円の増額、尾鷲市コミュニティバス指定管理料は、尾鷲地区・須賀利地区の 2 路線に係る指定管理者である三重交通に対する指定管理料 100 万円の増額であります。

それぞれの契約書または協定書につきましては、今回の議案がお認めいただきましたら、速やかに委託事業者等との協議の上で、変更契約等を締結させていただきたいと考えております。

以上、議案第 38 号「令和 8 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について」のうち、市長公室に係る補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○西川委員長 説明は以上です。

ただいまの説明に対し、御質疑があればお願いします。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西川委員長 他に質問がなければ、これで市長公室の審査を終了します。

次は、監査委員事務局です。準備ができるまでしばらくお待ちください。

それでは、監査委員事務局の審査を始めます。

議案第35号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」の説明をお願いします。

○北村監査委員事務局長 監査委員事務局です。よろしくお願いします。

それでは、議案第35号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」説明させていただきます。

今回の条例改正は、令和6年6月26日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が令和8年9月24日に施行されることに伴い、地方自治法を引用する尾鷲市監査委員条例の条項の一部を改正するものであります。

新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表第2条を御覧ください。

この条文は、監査委員が実施する外部からの請求または要求による監査について、受理した日から60日以内に実施しなければならないことを定義した条文であります。下線部分を御覧いただきますとおり、地方自治法第243条の2の8第3項の規定が、内容を変えずに、新たに243条の2の9の第3項となったことで、いわゆる条ずれが生じまして、その引用する該当部分の改正を行うものであります。

ちなみに、新たに243条の2の9第3項となった地方自治法の条文の内容といたしましては、普通公共団体の長または管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査として、普通地方公共団体の長は同条第1項の規定に該当する職員が、同じく同項に規定する行為により、当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定め、賠償を命じなければならないということを定めた条文であります。その内容自体に変更がないため、実質的に本市監査委員条例においても、その内容についての変更や影響はございません。

説明は以上でございます。

○西川委員長 説明は以上のとおりです。

ただいまの説明に対し、御質疑のある方は。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西川委員長 なしということで、なければ、これで監査委員事務局の審査を終

了します。

次は、市民サービス課です。準備ができるまでしばらくお待ちください。

それでは、市民サービス課の審査を始めます。

議案第38号、一般会計補正予算（第3号）の説明をお願いします。

○西村市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第38号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」のうち、市民サービス課に係るものにつきまして説明申し上げます。

令和8年度尾鷲市一般会計補正予算書（第3号）及び予算説明書の12ページ、13ページを御覧ください。通知いたします。

歳入でございます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入は、補正額490万円を追加し、1億444万9,000円とするものでございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、2節総務費雑入の一般コミュニティ助成事業助成金490万円の追加でございます。

一般コミュニティ助成事業助成金については、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指す目的で、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業に対し助成されるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

14ページ、15ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティーセンター費は、補正額637万3,000円を追加し、4,242万3,000円とするものでございます。

コミュニティーセンター活動経費として、一般コミュニティ助成事業に対する補助金は490万円の追加であり、特定財源のその他490万円は、先ほど歳入で申し上げました一般コミュニティ助成事業助成金でございます。

補助対象となる事業につきましては、委員会資料の1ページを御覧ください。通知いたします。

一般財団法人自治総合センターの助成事業として採択されました三木里地区会、早田浦共同組合の2地区のコミュニティ活動備品の整備で、事業の概要にございますように、三木里地区では、地区会事務所のエアコン2台を設置、アルミ製屋外掲示板を13基整備することにより、イベント、まちづくりや地域活性化に関する活動など、地域住民のコミュニティの醸成につなげてまいります。

また、早田地区におきましては、ステンレス滑り台、2連ブランコの遊具を公園内に整備することや老朽化に伴い傷みが生じているごみ集積箱を5基設置することで、住民が集い、交流のできる場や催しを提供し、地区住民のごみ清掃作業時における負担軽減と環境衛生美化の向上を図ります。

予算説明書の14ページ、15ページを御覧ください。通知いたします。

2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティーセンター建設事業費は、147万3,000円を増額するものでございます。147万3,000円は一般財源で、三木浦コミュニティーセンター建設に伴う用地確保のための土地提供者とのやり取りのための通信運搬費7,000円、土地登記手数料15万5,000円、既存建物現況調査業務委託料32万7,000円、土地測量業務委託料98万3,000円でございます。

通知いたします。

三木浦コミュニティーセンター建設事業につきましては、委員会資料の2ページから4ページで、三木浦コミュニティーセンターの経過や無償譲渡いただける位置図、尾鷲市コミュニティーセンター一覧につきましても添付しておりますので、御参照ください。

また、この資料につきましては、5月25日に開催していただきました行政常任委員会資料と同じものとなります。

議案第38号についての説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川委員長 説明は以上のとおりです。

ただいまの説明に対し、御質疑がある方。

○仲委員 一般コミュニティー助成事業、これ、宝くじの関係かな。それで、毎年利用しておるのは、確かに財源の意味では賛成したいところなんですけど、年々いろいろな変わったことになっておるんです。今回の三木里地区のアルミ製屋外掲示板13基というのは、尾鷲市が広報板ありますね。それとは別な、地区用の掲示板ということで理解してよろしいですか。

○西村市民サービス課長 地区用の掲示板で、おっしゃるとおりでございます。

○仲委員 次に、2番のこれ、早田のほうだと思んですけど、1点は、公園の遊具のステンレス製滑り台とブランコということで、この公園というのは、早田地区が管理している公園ということか、尾鷲市の公園ではないですね。

○西村市民サービス課長 早田地区の管理しておる公園になります。

○仲委員 委員長、もう一件。

ごみ集積箱、5基設置というのはあるんですけど、事業目的には、地区住民のごみ清掃作業時における負担軽減とまちの環境、ごもつとな話だと思うんですけど、このごみ集積場5基というのは、尾鷲市のごみ収集のごみ集積場と同じ考え方の位置づけということになりますか。

○西村市民サービス課長 同じとなります。

○仲委員 委員長、最後に。

このごみ集積というのが、あの周辺部だけじゃなしに、市内でもいろんな要望があるわけなんですね。環境としては、道路側に置くというのは、これは許可していないし、尾鷲市も設置していないんですわ。

多分このコミュニティ助成事業は、私道じゃなしに、民有地に置くような格好でお願いしておるとは思うんですけど、このごみ集積場の設置については、基本的な考え方、コミュニティ事業でできればオーケー、その他は駄目ですというような、ちょっと曖昧さがあると思うんですけど、そこら辺は慎重に今後扱っていただきたいと思うんですけど、どうですか。

○西村市民サービス課長 先ほど仲委員がおっしゃったように、基本的なごみの集積所等についての考え方というのを整理しながら、今後は順次コミュニティ助成の申請のほうを進めていきたいと考えております。

○仲委員 オーケーです。

○西川委員長 ほかに誰か御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西川委員長 なければちょっと一つだけ、市民サービス課長。

遊具の話が出たんですけど、あれ、以前は建設課担当だったじゃないんですか、遊具は。いつから市民サービス課に変わったんですか。

○西村市民サービス課長 すみません。今回のコミュニティ助成で採択された早田の遊具の部分については、市のものじゃなくて、早田浦共同組合の持ち物の中で造るということです。

○西川委員長 分かりました。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西川委員長 では、なければこれで市民サービス課の審査を終了します。

次は、福祉保健課です。準備ができるまで、しばらくお待ちください。

それでは、福祉保健課の審査を始めます。

議案第 38 号、一般会計補正予算（第 3 号）の説明をお願いします。

○三鬼福祉保健課長　福祉保健課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 38 号「令和 8 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について」のうち、福祉保健課に関する予算について、予算書並びに行政常任委員会資料に基づき御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。

補正予算書の 10、11 ページを御覧ください。通知いたします。

12 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金 4,000 円の増額は、3 節児童福祉費負担金 4,000 円の増額で、支援が必要な母子等の対象施設への入所措置に係る母子生活支援施設入所者負担金の増額でございます。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 1,457 万 4,000 円の増額のうち、2 節児童福祉費負担金 238 万 2,000 円の増額は、支援が必要な母子等の施設入所措置費に対する国庫負担金の増額及び 3 節生活保護費負担金 1,219 万 2,000 円の増額でございます。

2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 247 万 5,000 円の増額は、3 節生活保護費補助金 247 万 5,000 円の増額で、生活保護システムの改修に係る国庫補助金で全額国費充当となっております。

詳細につきましては、先ほどの生活保護費負担金の増額と合わせ、歳出予算にて御説明申し上げます。

15 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費県負担金 119 万 1,000 円の増額は、2 節児童福祉費負担金 119 万 1,000 円の増額で、国庫負担金と同様、支援が必要な母子等の施設入所措置費に対する県負担金の増額でございます。

2 項県補助金、2 目民生費県補助金 73 万 1,000 円の増額は、1 節社会福祉費補助金 73 万 1,000 円の増額で、令和 8 年度より三重県において中学生の通院に係る医療費に対し補助率 8 分の 1 の子ども医療費補助金が創設されたことによる増額でございます。

次に、歳出でございます。

14、15 ページを御覧ください。通知いたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 41 万 2,000 円の増額は、細目老人福祉一般総務費 41 万 2,000 円の増額で、負担金、補助及び交付金の紀北広域連合負担金 41 万 2,000 円の増額は、紀北作業所分場瑠璃ヶ浜の施設

修繕に伴う尾鷲市分の負担金でございます。

四目老人福祉費 105万4,000円の増額は、細目老人福祉施設援護事業 105万4,000円の増額で、本市の住民の方が市外の老人福祉施設へ入所した際の措置費において単価改定が行われたことによる2名分の措置費の増額によるものでございます。

6目子ども医療費につきましては、子ども子育て担当参事より御説明いたします。

○丸田福祉保健課参事 6目子ども医療費 178万2,000円の増額は、細目子ども医療費助成事業 178万2,000円の増額で、委託料 178万2,000円の増額につきましては、税制改正に伴う19歳から23歳未満の学生などの親族を扶養する場合における特定親族特別控除の創設と、また、中学生の通院医療費への県負担金の創設に対応するためのシステム改修に係る業務委託料でございます。

2項児童福祉費、3目母子父子福祉費 476万9,000円の増額は、細目母子父子福祉事業 476万9,000円の増額で、支援が必要な母子等の対象施設への入所施設に係る扶助費でございます。

説明は以上です。

○三鬼福祉保健課長 次ページ、16、17ページを御覧ください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費 247万5,000円の増額は、細目生活保護一般事務費 247万5,000円の増額で、生活保護システム改修業務委託料の増額によるものでございます。

次の2目扶助費 1,625万6,000円の増額と併せ、行政常任委員会資料により担当係長より御説明申し上げます。

通知いたします。

○林福祉保健課係長 それでは、最高裁判所判決に対応した生活保護費の追給について御説明いたします。

資料を御覧ください。

事業の目的は、平成25年に実施した生活保護費の引下げをめぐる訴訟において、令和7年6月27日、最高裁判所は、専門家の知見に基づかず、物価変動率のみを直接指標として、生活保護基準を減額したことは厚生労働大臣の有する裁量権の範囲を逸脱、濫用に当たるとし、減額処分を取り消すとの判断を行いました。

判決結果を受け、専門委員会により平成25年改定当時の生活扶助基準に係る再検討が実施され、国は違法とされたデフレ調整率マイナス4.78%をマイナス2.49%に改めると決定し、これにより生じた差額分について、生活保護費を追給す

ることとしました。

事業の概要としましては、最高裁判所判決に対応した生活保護費の追給を実施するため、追給額の算定に必要な生活保護システム改修業務委託を行い、システム改修作業後に生活保護費の追給を実施します。

追給対象は、現受給者である被保護者世帯 1 3 3 世帯と生活保護廃止世帯 1 2 1 世帯を見込んでいます。

事業費は、生活保護システム改修業務委託料 2 4 7 万 5, 0 0 0 円、生活保護費追給分 1, 6 2 5 万 6, 0 0 0 円となります。

なお、補助金等につきましては、生活保護システム改修業務委託料に係る国庫補助金として、生活困窮者就労準備支援事業等補助金 2 4 7 万 5, 0 0 0 円を計上いたしました。補助率は 1 0 分の 1 0 です。生活保護費追給分に係る国庫負担金として 1, 2 1 9 万 2, 0 0 0 円を計上いたしました。負担率は 4 分の 3 です。

説明は以上となります。

○三鬼福祉保健課長 以上が、福祉保健課の令和 8 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川委員長 説明は以上のとおりです。

ただいまの説明に対し、御質疑があればお願いします。

○南委員 予算書の 1 5 ページなんですけれども、子ども医療費助成事業で委託料、1 9 歳から 2 3 歳まで、あるいはまた中学生の補助対象になったシステム改修料って 1 7 8 万 2, 0 0 0 円は出てるんですけども、若干話が飛躍するんですけども、子ども医療費システムに関連して、以前から、小川議長もそうなんですけれども、1 8 歳までの窓口無料化、せめて紀州路で、今年の 9 月からですか、ほとんどもう 4 市町が窓口無料化って現物支給をやっているということで、尾鷲市もぜひ合わせていただきたいということで、要望しておったんですけども、いかんせんこのシステム改修に 1 億数千万を要するというような、財政的にもかなり高額な、聞いたんですけども、これでいくと、何かこういった部分については簡単に安くシステム改修できるのに、特にこの現物支給については、なぜ 1 億数千万もかかるかなという疑問が生じておるんですけども、これ、どうなんですか、システム改修についての。

○丸田福祉保健課参事 現物給付のシステム改修なんですけれども、先般、一般質問でも御質問いただいたとおり、尾鷲市の子ども医療費システムというのは、総

合住民のシステムという、住民全体の情報管理するシステムと連携するように、本市専用のカスタマイズされたものであります。他市町では、ちょっとその現物給付の部分については、プラス、その部分を追加すればできるシステムになっているんですけども、本市のシステムには、その現物給付に必要な機能を新たに一から構築するという必要があるというのと、あと現在のシステムと連携する必要がありますので、それに対して相当な作業時間がかかるので、かなりの高額な費用がかかるという状況であります。

○南委員　　大体流れが、一般質問でも聞いておるんですけども、そうなってくると、対応、1億数千万かかるということなんですけれども、結果的に、結論としてどのような現物支給の方向性ですか。これが解消される見込み、永遠にされないということなんですか、当面は。できる限り僕は速やかに5市町、県下の状況に合わせて行っていただきたいんですけども、いかがですか。

○丸田福祉保健課参事　　窓口負担の無償化、現物給付なんですけれども、こちらについては、子育て世帯が負担軽減につながる、すごい必要性というのは十分認識しております。

加えて、現在、国からシステムの標準化、またはPMH、病院とのつながりというのを、対応も求められていることもありますので、この現物給付のシステム改修単体で考えるだけではなくて、その辺のところも総合的に検討しているところですので、ちょっと御了承、今後、できるだけ早く対応できればなと考えております。

○南委員　　分かりました。

○西川委員長　　ほかに御質疑ありませんか。

○中井委員　　ちょっと1点教えてほしいんですけども、資料1の最高裁判所判決の資料のところなんですけれども、②の生活保護廃止世帯121世帯あるということなんですけど、これ、平成25年に実施されたものなので、結構長い年月がかかっていると思うんですけども、これ実際、住所変更されて、いない方もいらっしゃる場合とかは、どこまで追えたりするのかなというのが、1点ちょっと気になっておる部分です。

○三鬼福祉保健課長　　委員さんおっしゃるように、25年の判決に遡っての追給という形になりますので、現住所が尾鷲市にある方につきましては、私どもで分かっている情報で追給をするという形になりますし、住民票等の移動がある方は、尾鷲市分については尾鷲市分で支給し、また、移動先についてはその自治体という、そういうふうな形になります。そういった御案内については、その自治体からある

というふうな形になりますので、御了承願います。

○中井委員 もし追えなかった場合は、その金額については国に返金という形になる可能性もあったりするんですか。

○三鬼福祉保健課長 現在、生活保護をまだ受給されている方については、いわゆる支払い口座等も分かっておりますので、またこちらから通知のような形でアウトプットできるんですけれども、廃止世帯の方については、申請が必要と、一定の手続が当然必要になってきますので、それぞれの、先ほど申し上げたような手続が必要になりますので、その場合は、場合によっては追給できない可能性の部分もな

くはないというところになると思います。

○西川委員長 いいですか。

他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西川委員長 なければ、これで福祉保健課の審査を終了します。

次は、商工観光事業推進課ですが、ここで10分間の休憩を入れます。再開は11時10分です。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時08分）

○西川委員長 商工観光事業推進課長、準備はオーケーですか。すみません、準備ができているということで、少し早いのですが進めさせていただきます。

それでは、商工観光事業推進課の審査を始めます。

議案第38号、一般会計補正予算（第3号）の説明をお願いします。

○湯浅商工観光事業推進課長 商工観光事業推進課です。どうぞよろしくお願いします。

それでは、議案第38号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」のうち、商工観光事業推進課に係る御説明をさせていただきます。

それでは、補正予算書の16ページを御覧ください。通知します。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費でございます。

補正前の額2億192万8,000円のうち、国県支出金を19万9,000円減額し、一般財源を19万9,000円増額するものでございます。

理由といたしましては、地域未来交付金に係る国への要望内容の一部が交付金対象外となったことによる財源更正でございます。

次に、３目観光費でございます。

補正前の額８，３３２万２，０００円のうち、国県支出金を５０万１，０００円増額し、一般財源を５０万１，０００円減額するものでございます。

内容につきましては、一般社団法人東紀州振興公社負担金のうち、観光ＤＭＯ事業の市負担金に係る２分の１の相当額について国から交付が決定したことに伴う財源更正でございます。

以上で、議案第３８号「令和８年度尾鷲市一般会計補正予算（第３号）の議決について」のうち商工観光事業推進課に係る補正予算の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川委員長　説明は以上のとおりです。

ただいまの説明に対し、御質疑がある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西川委員長　なしということで、次の議題に移ります。

報告事項が３件ございます。

まずは地域振興券及びプレミアム付商品券事業についてお願いします。

○湯浅商工観光事業推進課長　それでは、委員会資料の１ページを御覧ください。

現在実施しております地域振興券及びプレミアム付商品券の事業の途中経過について御報告させていただきます。

地域振興券及びプレミアム付商品券双方とも、対象者を令和８年３月１日時点で尾鷲市に住民登録のある８，５８１世帯、１万４，９７５人の方を対象とさせていただいております。

まず、地域振興券は６，０００円分の地域応援券を１人当たり１冊として世帯主様宛てに人数分の券を４月に郵送させていただいております。

６，０００円分が１万４，９７５冊で発行総額が８，９８５万円となります。６月１２日現在の換金実績が６，６４５万８，５００円であり、発行総額に対して既に約７４％の方が既に利用されている状況となっております。

次に、プレミアム付商品券でございます。

プレミアム付商品券につきましては、過去の販売実績を参考に２万４，０００冊を用意させていただいております。これは全市民の８割の方に２冊が行き渡ることを想定した冊数でございます。

１冊１万円での販売で、額面が１万３，０００円分になるプレミアム率３０％の商品券であり、７，０００円分が地域応援券、６，０００円分が共通券ということに

なっております。

昨年度の商品券は地域応援券を1万円分、共通券を3,000円分としておりましたが、今回は、ここに記載されておりますとおり、割合のほうを少し変えております。

購入限度は1人当たり2冊までとさせていただいており、売り切れ次第販売を終了させていただきます。

販売実績のほうですが、6月8日現在で1万4,498冊、販売率にすると約60.4%となっております。

各販売所については御覧のとおりですが、今回から新たに、市役所の商工観光課窓口と社会福祉協議会さんにも御協力をいただき販売所のほうを増やしております。

プレミアム付商品券の販売期間につきましては、7月31日金曜日までで地域振興券及びプレミアム付商品券の利用期間は、11月30日月曜日まででありますので、ぜひ御利用いただければ、御購買いただければと思います。

地域振興券及びプレミアム付商品券の報告は以上でございます。

○西川委員長 ただいまの説明に対し、御質疑がある方。

○佐々木委員 今回のプレミアム商品券の発売というのが8割ということで、今のところ60%ということなんですが、想定される販売率を教えてくださいのと、今分かる時点で、大体流れていっておるかというか、物価高ということで、やはり市民の人の声を聞くと、やはりスーパー等に流れていることが多いと思うんですけども、よく、もらったらすぐ米を買いに行くとか、よく話を聞くんですが、今、スーパーの中でも、やはりお客さんの話を聞くと、イオンに相当行っておるかという話も聞くんですけども、商工観光課の中で、今、その使い道というか、そういうところが、どういうところに流れていっておるかというところをちょっと教えていただきたいです。

○川上商工観光事業推進課係長 よろしく申し上げます。

今、今回のプレミアム商品券は、全市民の8割の方に2冊が行き渡るというような想定で2万4,000冊を用意しております。これ、過去の販売実績が大体7割ぐらいだったということから考えて、ちょっと増やした8割を用意させていただいております。今が、6月8日時点ではほぼ6割売れておりますので、今回用意した数ぐらいはいくのではないかと踏んでおります。

今、どこへ流れておるかという御質問ですけれども、全体の使われておる額の中で、総合食料品という種類に分けておるんですが、総合食料品の流れておる額が、

今使われておる額の全体の61%ほどっております。やはりその中では、地元の大きなスーパーがやはり大きな部分を占めておるということは確かでございます。

以上です。

○西川委員長　ほかにありませんね。

なければ次に、おわせ港まつりの……。

○南委員　今のプレミアムの振興券に関連してなんですけれども、6月8日時点で約60%ということで、再販はされないということで、当初からスタートしておるわけなんですけれども、このままの6月8日の時点の60%でいくと、7月31日までに還元期間があるわけなんですけれども、大体どれぐらいいく見込みでおられるんですか、何%ぐらいまで。

○湯浅商工観光事業推進課長　我々としては、一応もちろん80%を目標にするんですけれども、今のところ実感としては、6月8日時点からでも、結構、窓口買いに来てくれたりという、社会福祉協議会さんのほうもそうなんですけれども、割とぼつぼつですけど、毎日何十人かは来てくれるので、割かし売れていっているのかなという実感はあるんですけどね。もちろん80%を目指してやっています。

○南委員　今の大体、このままでいくと目標を目指して頑張っていきたいということなんですけど、やはり期限が7月31日までということでございますので、できる限り市民にそういった月末までですよというPRはしていただきたいと思えますし、共通券を6,000円に上げていただいたということで、もうかなり喜んでいる方も見えます。

ただ、それとも反比例するわけなんですけれども、皆、議員の皆さんも恐らく市民の声を聞いておると思うんですけども、やはり物価高騰重点支援事業という事業なので、やはり公平性を保つべきじゃないのかというようなことで、このプレミアムよりかはやっぱり振興券を発行すべきじゃないのかという声が少なくはないことだけは念頭に置いていただきたいと思えます。

以上です。

○西川委員長　ほかに御意見はないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西川委員長　じゃ、次に、おわせ港まつりの進捗状況についてお願いします。

○湯浅商工観光事業推進課長　それでは、第73回おわせ港まつりの進捗状況についてであります。

開催日は8月1日土曜日で、荒天の場合は翌2日、日曜日へ順延となります。

当日につきましては、例年同様、ミュージックイベントやキッズダンス、尾鷲節を中心としたステージの催しを予定しております。

ステージ終了と同時に海上花火大会を開始し、午後９時までの予定となっております。

それに併せまして、午後４時３０分から花火終了まで、尾鷲魚市場におきまして、「尾鷲みなと夜市」を開催いたします。イタダキ市出店事業者に加え、地元事業者、団体等が出展し、港まつりのにぎわいの創出を図るものでございます。

午前９時から午後１時まで尾鷲イタダキ市、巡視船「すずか」一般公開、自衛官募集相談員による広報活動及びグッズ販売などを開催します。三重刑務所による矯正展及び即売、こども茶道クラブによるお茶のおもてなし等も開催する予定でございます。

また、前日の７月３１日の金曜日午後４時３０分から午後８時まで、野地町駅前児童公園におきまして、尾鷲商工会議所青年部主催で「野地町ビアガーデン２０２６」が開催されます。

一般来場者向け無料駐車場ということで、中部電力三田火力発電所の跡地約１，５００台、向井自治会駐車場約５０台を確保させていただいております。御協力いただきありがとうございますということを、この場をお借りしてお伝えさせていただきたいと思います。

また、ふるさと納税感謝企画として、昨年度ふるさと納税寄附者を抽せんで７００名、花火観覧席に招待いたしたいと思います。

次ページ、３ページを御覧ください。

寄附、協賛金、供養花火、祝い花火の募集について。

今年も市民の皆様からの御寄附及び企業、団体の皆様からの協賛金を募集しております。また、通常の寄附、協賛に加え、大切な方をしのぶ供養花火、結婚や誕生、開店など、人生の節目を祝う祝い花火も受け付けておりますので、よろしく願いいたします。

御寄附いただいた方に配付をしておりますうちわにつきましては、尾鷲中学校美術部に作成依頼し、実行委員による選定の結果、３年生の水谷真子さん、同じく３年生の伊藤朱花さんの作品を採用させていただきました。尾鷲中学校美術部から頂いた応募作品を市役所のロビーにて展示しておりますので、また御覧いただきたいと思います。

以上、資料２、第７３回おわせ港まつりの進捗状況についての御報告とさせてい

たきます。

○西川委員長 ただいまの説明に対し、御質疑があればお願いします。

○佐々木委員 おわせ港まつりが、今年、実行委員会が応募しましたよね、市民の方。その辺の応募がどのくらいあったのか。その応募に関して、実行委員会が主体となって運営していく、将来市の人員というのも少なくなってくるということで、実行委員会が主体となって人を募集するということで、報道関係で見ているんですけども、その辺の実行委員会の集まり、そういうパワーというものと、あと、そうすることによって、商工観光事業推進課が今までと関わり方が変わってくるのかどうか、その主体性というか、そういうものが変わってくるのかどうかというところ、ちょっと今現状どういうふうに、新しくそういう組織が人を募集して動き出したことで、変化とか、そういうものがあったら教えてください。

○森本商工観光事業推進課係長 実行員会なんですけれども、十数名の募集がありまして、その方も、この73回の港まつりから、実行委員会に入っていました。本日もプライスカットさんの前で募金活動を10時から行っているんですけども、そこに新しい実行委員会の方も見えて、婦人会さんとか、今までの実行委員さんと一緒に、協賛金集めから。今までは正直、尾鷲観光物産協会さんと市役所のほうでステージの段取りとか、イタダキ市の段取りをしてきたんですけども、もう今年から各ステージ担当、清掃担当、駐車場担当、警備担当と分かれて、そこに、実行委員会の方がトップに立っていただいて、各班で会議を行ったりとか、また、新しい考え方とか、時代に合った花火のやり方を今模索しておる途中ですので、今までとがらっと変わってくるのではないかなと思います。

以上です。

○湯浅商工観光事業推進課長 補足ですけれども、今までの在り方と変わるかって言われたら、多少変わるんですけど、我々の関わり方としては、同じく実行委員会と市役所一体になって、機運を高めていこうであったり、成功させていこうという関わり方というのはそんなに変わりませんね、一緒です。

○西川委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西川委員長 ないようですので、最後に、駐車場条例の状況についてお願いします。

○湯浅商工観光事業推進課長 それでは、委員会資料の4ページを御覧ください。

尾鷲市駐車場条例に伴う駐車場の状況について御報告させていただきたいと思い

ます。

対象の駐車場につきましては、三木里海岸の三木里駐車場、それから三木里海岸の名柄側の名柄駐車場で、供用時間は、両駐車場とも午前５時から午後６時までとなっております。令和８年４月１日から供用を開始しております。

次に、九鬼の観光駐車場でございますけれども、供用時間につきましては、午前５時から午後１０時まで。この九鬼につきましては、令和８年の６月１日から供用を開始させていただきました。

利用状況に関しましては、三木里の海岸、三木里駐車場は、４月、５月の２か月間で、利用実績は５７台、三木里海岸の名柄の駐車場につきましては１５３台となっております。合計２１０台の利用がありました。

違反者に対する対応につきましては、未予約駐車対応、それから供用時間の違反に対しましては、職員による現地での注意及び駐車場有料化の注意文書を該当車両に提示して注意喚起を行っております。

外国人に対する対応としましては、以前から対応しているとおり、英語表記及びポルトガル語表記等の看板を設置しております。

引き続き、利用者のマナー向上と駐車場の効率的な運営に取り組み、観光地としての環境整備と地域との共生を図ってまいります。

以上、資料３、尾鷲市駐車場条例に伴う駐車場の状況について御報告とさせていただきます。

○西川委員長　この説明に御質疑ある方。いいですか。

○中井委員　未予約駐車の話なんですけれども、監視カメラで一応状況は分かるということなんですけど、こういった方が、例えば外国人の方が多いたるところまでは把握できたりするのでしょうか。

○森本商工観光事業推進課係長　確認次第、職員がすぐ現地に向かって注意したりお話しするんですけれども、正直半分半分ぐらいの確率です。

○中井委員　あと１点聞きたいのが、特Ｐのシステムの、今、看板のほうでは、英語表記とか、ポルトガル表記があると思うんですけれども、特Ｐのシステム上での多言語対応とかはできたり、今ってされているんですしたっけ。

○森本商工観光事業推進課係長　市のホームページのほうから飛んでいただくと、そういう翻訳、やさしい日本語等に切り替えできるようになっていますので、今のところはそれで対応しています。

○西川委員長　いいですか。

○佐々木委員　　九鬼は6月からとなっているんですけれども、まだ利用状況が出ていないんですけれども、九鬼も結構、前、オハイがあれば、結構いろんなところで勝手に置くという苦情があったんですけれども、利用状況、今現在6月からスタートしてどんな感じでしょうか。

○森本商工観光事業推進課係長　　昨日までで49台の御利用があります。ちょっと天気が悪かったので、少なめになっておりますけれども。

○西川委員長　　いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西川委員長　　では、これで商工観光事業推進課の審査を終了します。

次は、防災危機管理課です。準備ができるまでしばらくお待ちください。

それでは、防災危機管理課の審査を始めます。

まずは、議案第37号の条例改正について説明をお願いします。

○山口防災危機管理課長　　それでは、防災危機管理課でございます。よろしくお願いいたします。

防災危機管理課からは、条例改正補正予算及び追加議案の工事請負契約についてでございます。

まずは、議案第37号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、新旧対照表に基づき御説明いたします。

新旧対照表の4ページを御覧ください。通知いたします。

今回、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正があったことから、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、非常勤消防団員が公務等に従事したことにより死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、これまで31万5,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給するようになっておりましたが、今回の改正により、33万円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○西川委員長　　ただいまの説明に対し、御質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西川委員長　　分かりました。

では、次に、議案第38号、補正予算（第3号）の説明をお願いします。

○山口防災危機管理課長　　続きまして、議案第38号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」のうち、防災危機管理課に係る予算について、補正予算書に基づき御説明いたします。

補正予算書の16、17ページを御覧ください。通知いたします。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費465万9,000円の増額は、細目非常備消防一般事務費465万9,000円の増額で、委託料の用地調査測量登記等業務委託料219万5,000円、設計等業務委託料246万4,000円の増額は、先月25日の行政常任委員会で御説明した尾鷲市消防団第3分団車庫矢浜地区消防団の移転に伴う新設予定地に係る用地測量等委託料及び車庫の建設に係る設計費でございます。

現在、第3分団車庫は、建設から42年を経過しており、老朽化が著しいこと、また、津波浸水域にあることから、円滑な地域防災活動の実施の観点から新たに津波浸水域外に建設するもので、建設予定地につきましては、裏が山になっている現状がございますが、この予定地は矢浜青年団からの土地を無償で貸し付けるとの申出があり、また、第3分団とも協議の上、決定いたしております。

なお、用地調査、測量及び設計につきましては、今年度中に終了し、令和9年度当初予算に工事費を計上する予定でございますので、その際はよろしく願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○西川委員長　　ただいまの説明に対し、御質疑のある方。いいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西川委員長　　なければ、次の議題に移ります。

議案第41号と42号の契約関係につきまして、一括して説明をお願いします。

○山口防災危機管理課長　　続きまして、議案第41号「工事請負契約について（中井町津波避難施設建設工事）」、議案第42号「工事請負契約について（矢浜津波避難施設建設工事）」の2議案について、議案書（追加分）に基づき御説明いたします。

議案書（追加分）の1ページを御覧ください。通知いたします。

議案第41号「工事請負契約について（中井町津波避難施設建設工事）」につきましては、請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基

づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、中井町津波避難施設建設工事でございます。

契約の方法は一般競争入札で、契約の金額は２億８，０８８万５，０００円。

契約の相手方は三重県尾鷲市三木里町２４３番地２、株式会社中村組代表取締役世古知宏様でございます。

続きまして、議案書の２ページを御覧ください。

議案第４２号「工事請負契約について（矢浜津波避難施設建設工事）」につきましては、請負契約を締結するに当たり、先ほどの議案第４１号と同様に、地方自治法及び市条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、矢浜津波避難施設建設工事でございます。

契約の方法は一般競争入札で、契約の金額は２億７，７６５万１，０００円、契約の相手方は三重県尾鷲市三木里町２４３番地２、株式会社中村組代表取締役世古知宏様でございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○西川委員長 説明は以上のとおりです。

ただいまの説明に対し、御質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西川委員長 なしということで。

これで、防災危機管理課の審査を終了します。お疲れさまでした。

次は、教育委員会で最後ですので、準備ができるまで少しお待ちください。

それでは、教育委員会の審査を始めます。

最初に、教育長から一言あればお願いします。

○出口教育長 教育委員会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第３８号「令和８年度尾鷲市一般会計補正予算（第３号）の議決について」のうち、教育委員会に係る第２条第２表債務負担行為補正につきまして及び議案第３９号「工事請負契約について（尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事）」につきまして、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議賜り、御承認いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、議案第３８号、補正予算（第３号）の説明からお願いします。

○世古文化・スポーツ振興課長 それでは、議案第３８号「令和８年度尾鷲市一般会計補正予算（第３号）の議決について」のうち、文化・スポーツ振興課に関する

る予算について、補正予算書及び資料に基づき説明いたします。

債務負担行為補正でございます。

補正予算書 5 ページを御覧ください。通知いたします。

第 2 表債務負担行為補正のうち、文化・スポーツ振興課に関するものは、1 行目、新図書館システム構築業務委託 5,959 万 1,000 円及び 2 行目、新図書館システム使用料 2,792 万円でございます。

まず、1 行目の新図書館システム構築業務委託 5,959 万 1,000 円につきましては、尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事に伴い、新たに体育館 1 階に拡充整備される新図書館におきまして、老朽化により更新が必要となっている現行の図書館システム一式を新図書館のオープンに合わせて新たなシステムに更新するための業務委託に係るもので、令和 8 年度中に当該業務に関する契約を行い、令和 9 年度中に整備運用するために必要な債務負担限度額でございます。

次に、2 行目、新図書館システム使用料 2,792 万円につきましては、令和 9 年 10 月から新図書館で使用する図書館システムの令和 14 年 9 月まで、60 か月分の使用料に係る債務負担限度額でございます。

詳細につきましては、資料にて説明いたします。

委員会資料 1 ページを御覧ください。通知いたします。

資料 1、図書館新システム導入に係る債務負担限度額についてでございます。

今回の図書館システム更新につきましては、現行の図書館システムが平成 25 年の導入のものであり、システム機器更新の時期も延長している中、移転拡充による新図書館オープンに向けて、機器を含めた全面更新が必要となっているもので、併せて、DX 化を推進することで、利便性の向上と業務の効率化、管理体制の向上を図るものでございます。

非接触による情報のやり取りが強化される IC タグを活用したシステム導入により、窓口で職員を介さなくても図書の貸出しや返却が行える自動貸出し機、自動返却機や入館者数を自動的にカウントしたり、退出時に貸出し手続を忘れていた場合、電子音でお知らせすることなどができるセンサーゲートとの連携が図れること、また、最終的に 19 万冊となる蔵書の点検に係る業務時間の大幅な圧縮が見込まれるものでございます。

なお、東紀州地域においては、熊野市が平成 21 年より同様のシステムを運用しております。

上段（1）の表を御覧ください。

債務負担限度額 5,951 万 1,000 円に相当する、新たなシステム構築に係る内訳概要となります。

①ハードウェア分といたしましては、新図書館の広さや書棚の配置、出入口の位置などを勘案した新システムにおける標準的な機器の構成例を挙げており、総額でおおむね 3,100 万円となっております。

また、②ソフトウェア分といたしましては 85 万円、③導入作業分といたしましては、現在の蔵書約 7 万 7,000 冊のデータ移行や機器導入後の動作確認等も含め、約 2,800 万円を見込んでおります。

次に、(2)の表を御覧ください。

債務負担行為限度額 2,792 万円に相当する新システム使用料についてでございます。

対象期間は、新図書館オープンの令和 9 年 10 月から令和 14 年 9 月までの 5 年間、60 か月分となります。

また、これらのシステム導入に係る費用につきましては、デジタル技術を活用した行政運営の効率化や地域の課題解決等に向けた取組に対して適用される地方債、デジタル活用推進事業債の活用を図る予定です。当該地方債は、システム導入に係るイニシャルコストの 9 割相当が充当されるもので、後にその 5 割が交付税措置を受けることができる地方債です。

なお、当該事業費につきましては、今回のシステム更新が全面更新となることから、現在のシステムを提供しているベンダー以外の事業所から徴収した標準的な機器構成での見積りを参考としております。

今後、入札に当たる際には、機器構成の見直しや事業者提案等に基づく内容変更の可能性もあるほか、ある程度の事業費も圧縮されるものと考えられます。

また、資料の下段部分には、さらに今回の債務負担とは別に、今後、耐震工事や図書館移転等に関連して生じる経費等について列記しております。できる限り職員で対応することで、外注に伴う費用の圧縮を図りたいと考えておりますが、体育文化会館図書館の工事の状況によって、特に電気系統の進捗状況次第によりまして、新図書館のオープンまでに現地で作業が許される期間や日数が左右されることから、これらの状況次第では、全面的に外部委託となる場合も想定されます。

いずれにいたしましても、本体工事のスケジュールや今後必要となる作業や事業予算等につきまして、詳細が分かり次第報告及び御説明させていただきたいと考えております。

以上が、文化・スポーツ振興課の令和８年度尾鷲市一般会計補正予算（第３号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○西川委員長　説明は以上のとおりです。

ただいまの説明に対し、御質疑があればお願いします。

○佐々木委員　導入作業費分の中の既存図書７万７,０００冊のデータ搭載整合性確認とかあるんですけども、これは最終的に１９万冊になるときに、このオープンのときにはもう７万７,０００冊なんですか。

それと、もし、オープンのときに増刷というか、本を増やす場合、そのときの費用というのは、後日上がってくるというか、そういうものになるんでしょうか。

○世古文化・スポーツ振興課長　現状約７万７,０００冊ということで、恐らくもう少し今年度購入した分、若干上乘せにはなろうかと思いますが、この導入の際の経費として、こちらが、先ほどのデジタル事業債の対象にもなる部分として費用が発生することになります。

その後、導入後ですが、本を納品するごとに個別に一つずつデータを搭載していくという形になります。

○佐々木委員　導入後の本の、今言うた登録、登載、それは職員で簡単にできるものなんですか。

○世古文化・スポーツ振興課長　こちらですが、方法は２パターンあると思うんですけども、通常、これまでのバーコード管理の場合は、本を購入する際に情報が搭載されたバーコードが添付されて納付されるという方法がございます。ＩＣもそのような対応を取ることが可能であると考えておりますし、また、職員で、手作業でデータを移行するということも、技術的には可能でございます。

○西野委員　センサーゲートについて質問させていただきます。

センサーゲートの設置理由は、盗難とか、そういうものの抑止力になると思うんですけど、年間の本の紛失数と、盗難と返却忘れなどの分類ってされていますか。

○世古文化・スポーツ振興課長　こちらのセンサーゲートのほうは、結果的に今、委員が言われた部分もございますが、基本的には、図書資料の管理、一時的に手続忘れで一旦外に出てしまったりしますと、図書の所在が分からなくなるといったところもございますし、結果として紛失ということもあろうかと思うんですけども、そういったところの趣旨ではございますが、過去の事例で、そういった紛失の事例を１０年ほど確認していますと、多い年で約２０冊程度紛失した年もございますし、

少ない年は数冊、1冊、2冊という場合もございます。基本的には一般の図書という形になりますが、中には郷土資料といいますか、地域の書籍で、今まではもう販売されていないような、そういった資料も中には1冊、2冊なくなるといった事例もございます。

○西野委員 防犯カメラというか、何か危険防止のカメラみたいなのもつくりますよね。

○世古文化・スポーツ振興課長 防犯カメラ的なそういう室内の死角を映すようなカメラにつきましては、耐震・長寿命化工事のほうで敷設されることとなっております。

○西野委員 心理的な影響を調べますと、センサーゲートについては、心理的、物理的に抑制する効果があるんですけど、これは逆に言うと管理されている、監視されているという印象を与えると思うんですけど、そこはどうでしょうか。

○世古文化・スポーツ振興課長 こちらは、I C連携を導入したシステムにおいて、標準的な整備としてのこういうゲートがあるということでございます。これがなければシステムが稼働していないというわけではございませんので、またそういったところも含めて、今後の構成の中で再検討ということは十分可能であると考えております。

○西野委員 センサーゲート2台でお幾らになりますか。

○世古文化・スポーツ振興課長 こちらは、この予算を計上した際に、2台と2台に関連するシステム、こちら一式で約1,100万円ほどとなります。

○西野委員 盗難による本の数と、カメラもある、この心理面と1,000万円の金額、これらを考えて費用とその効果はどうでしょうか。

○世古文化・スポーツ振興課長 例えば、何冊なくなればというような、そのような費用対効果という部分では、基本的には考えていなくて、市民の共有の図書をより適切に管理する機能が向上するという面で、標準的な部分として一旦計上させていただいております。

ただし、例えば1冊当たり幾らかという費用対効果等を考えた場合には、場合によって高額ではないかというような見方も可能であると思います。

○西野委員 分かりました。

○西川委員長 ほかに、御意見ありませんか。

○南委員 今の西野委員さんと関連するんですけれども、実は質疑させていただいて、予算の振り分けは理解しておるんですけれども、僕、熊野市の図書室が導入

しておるということで、実は先般、熊野市を視察させていただいて、この機械の内容も十分に聞いておるんですけれども、この機械のシステム導入に当たっては、やはり現場の姿形というのは僕は大事なんだと思うんですね。例えば、新しい図書館ができれば、何名の職員がいて、職員でこういった窓口を、管理をやりますと。そういった段階の中で、初めて、だから、図書を管理向上する意味でも、センサーをつけることによって、職員配置が、例えば3名でいたのが、熊野町は今、1名でやっていますということで、お話を承ってきたんですけれども、いかんせん、尾鷲市の場合は、このシステム導入のほうが先に走っていて、この実態の管理運営のソフトの部分で、この委員会では説明されていないんですね。やはり僕は、この導入も分かるんですけれども、先に現場の対応を議論してから、だから要るんですよというのが、僕はこの本来の議論の筋じゃないかなと思って質疑をさせていただいたんですけれども、いきなり上げてきたということで。

熊野市の例を出させていただきますと、僕はセンサーの音も聞いてきました。どういう音が鳴るんですかということを知って、音と電気で反応するんですよね。ピーという音が出て、通常、ブルーのランプがレッドに変わるんですね、登録しないで持ち出しすると。

ただ、熊野市の場合は、僕、これ便利ですかと尋ねたら、うちのところ、1人体制なんですわって言って、貸出しの窓口が。そういったことで、時たま席を離れるときがありますということで、離れた場合、センサーが稼働したら、音と電気で分かるので、事務局としたら大変管理がしやすいということで、なるほどなって、僕は納得して帰ってきたんですけれども、僕、本来ゲートをつけることによって、ゲートっていったら、僕、管理が大事なんです。管理といたら管理なんですけれども、盗難防止というのが、今、西野さんも御指摘されたけれども、尾鷲ではコメリですか、コメリがあるということで、公益の国立図書館でもないのに、僕はそういった、管理っていったら聞こえがええんですけれども、やはりイメージとしたら、盗難防止だなということなんですけれども、やはり多額の費用をかけてゲートを設置する必要があるのかなという疑問点が1点と、その新たな図書室の管理体制が全然僕、見えていないわけなんです、熊野みたいに1名体制でいくんですよというのであれば、なるほどなということで、僕はやっぱりもっとその部分の議論をしてから、こういった予算は上げてこな、あかんと思うんさ。

尾鷲市の場合は、どういった、僕は運用するのかなというのが疑問になります。熊野市は、10時から19時までが一応時間として、尾鷲市の場合、8時半から何

時かも分からないんですけれども、そこら辺の、僕は肝心要の運用部分を先に説明をしていただきたいのが本音なんですわ。いかがですか。

○世古文化・スポーツ振興課長　運用の時間につきましては、現行の図書館と同じ時間帯を考えておりまして、たしか9時半から、平日ですと19時まで、土日ですと9時半から5時までという形で運用しております。

それと、カウンターのほうには、恐らく1名、2名程度の職員がいる形になりまして、バックヤードのほうに、現状のスタッフですと、残りの3名、フルメンバーの場合は3名、シフトを組んでおりますので、恐らく1名ないし2名がバックヤードでもろもろの作業をしておると、そういったところが基本になろうかと思います。

ただし、当面、新図書館ができて、いろいろと作業も必要になりますし、本を増やすということも出てきますので、それに見合った体制を取っていききたいということは今検討しております訳ではございますが、後々、運用が落ち着いた場合、例えば19万冊の図書がそろいましたと、運用も落ち着いてきましたとなると、恐らくその頃に、恐らく人口減少のこともあるでしょうし、市の職員の体制ということもあるでしょうし、いずれ人件費の部分を再検討する必要が出てこようかという場面が出てこようかと思います。そういった場合に、新たにできる図書館の広さ、出入口が正面の玄関の部分とウッドデッキの部分、そちらが開口部が2か所ございますので、そういったところとの兼ね合いで一旦標準的な形ということで、こういう整備をさせていただいたと。

また、さらにその開口部だけでなく、19万冊の蔵書が、管理という意味では、やはりバーコードの現状のものですと、一冊一冊本に当てて確認をしなければならないところが、ICになりますと非接触で、前を通過するような形でデータが取れるということで、ぜひこちらの機能は搭載したいという具合に考えております。

○南委員　現実には改修工事が終了して、スタートせんことには、僕もイメージ的には分からないんですけれども、今、課長は、バックヤード3名余り、入り口の貸出し窓口は1名から2名体制ということでお話をいただきましたけれども、逆に熊野市は1名体制で、セキュリティーじゃないですが、ゲートを活用、もう信頼して運用しているということで、逆にもう2名体制でいったら、ほかはもう要らないんじゃないのかなというような、イメージ的にも、思うんですけれども、図書の管理上、そうしなければいけないのかなという思いも若干ありますけれども、いま一度、このゲートについては僕は慎重に再考をすべきだと思います。

以上です。

○世古文化・スポーツ振興課長 こちら、また具体的な入札等に向かって、仕様の見直し等も当然行う形になろうかと思えます。本日いただきました委員からの意見も参考に、そういったところはまた再検討はさせていただきたいと思えます。

○西川委員長 他に御意見ございませんか。

○仲委員 資料の一番最後の【１】と【２】のほか、今後次の費用が必要となる見込みという欄なんですけど、最後のベンダー変更時における既存データの抽出変換手数料と、整備後の体育館・図書館・公民館における無線環境構築等の整備費用、これちょっと説明を簡単にお願ひできますか。

○世古文化・スポーツ振興課長 では、ベンダー変更の既存データの抽出の手数料でございますが、これは図書館システムだけに関わらず、こういうシステム系のものが、Ａ社からＢ社に変わるという場合に、Ａ社が持っているデータ、こちらはＡ社のシステムに適合したデータとなっていますので、それをＢ社に適合する形にデータを変換する作業が生じると。単純にデータを変換する作業だけじゃなくて、変換した上で、Ｂ社のデータの並び方に並べ替えとか、そういったことも細かいところでは出てくるようなんですが、そういった部分の手数料がかかるということで、恐らく数百万円必要になる場合が想定されます。

それと、もう一点のほうは、整備後の体育館・図書館・公民館における無線環境整備、ＩＴインフラ整備ということは、これは体育館については、当然体育館と図書館ができて、そこに事務員が配置されるという形になりますし、公民館も耐震・長寿命が行われまして、教育委員会等が公民館のほうにも移ってくると。そういった中で、職員用のそういうＩＴ環境を再構築する必要があるということで、これは教育委員会の事業ではない形になりますけれども、そういった整備が必要となってまいります。

以上です。

○仲委員 ベンダーのほうを聞きますと、言うたら今の業者が違えばこれが必要になってくるということなんですけど、これは今後、入札要綱もつくられると思うんですけど、その入札要項の中に、このベンダー変更時におけるデータの変換手数料って含まれないんですか、含まれるんですか。

○世古文化・スポーツ振興課長 こちらは入札のほうには含まれない形になります。

○仲委員 いわゆるハードとソフトを、導入作業分も入れて工事が終わったと。

しかしながら、ベンダー変更が必要なときに抽出、変換をしていなければ、システム動かないですね。そうすると、別々の業者にそれを発注すると、システムの点検をするときにどこが責任を持つということになるんですか。

○西川委員長　　ちょっと待ってください。ここで正午の時報となりますので、しばらくお待ちください。

(休憩　午前 11 時 59 分)

(再開　午後　0 時 00 分)

○西川委員長　　正午を過ぎましたが、会議を実行します。

○世古文化・スポーツ振興課長　　こちらのベンダーのデータの変更の手数料なんですけれども、まず、データの変換を行うのは、既存の業者のほうで、新たなシステム側の指定するデータにデータを変換すると。既存の業者に対して支払う形になります。受け取った後は、受け取ったデータを新たな受注したところがシステム稼働する形に、そこが稼働するところを確認するまで責任持って対応していただいて、納入するという形になります。

○仲委員　　ベンダー移行時における、料金は払うけど、そういうふうな要項の取決めがきちっとされるということで、そこら辺、僕も詳しいこと分かりませんが、言ったら本市、市においてはデジタル担当、ありますね。それこそ、デジタル担当課がありますね。そこらと十分協議をして、慎重にテストをして、ベンダーの変換のほうの業者が不具合なのか、システムが不具合なのかが分からないような結果にぜひないようにお願いします。

それで、もう一点、西野委員からも、お話ありますように……。

○西川委員長　　仲委員、マイク。

○仲委員　　西野委員からの質問もありましたが、やはりセンサーゲート、1,100万。このゲートを通らなければ感知しませんね。どうしてもそのゲートを通ってくださいという話になるので、ここら辺はやっぱ費用対効果の考えを見ると、効果薄いんじゃないかと僕も思います。ぜひこれは、債務負担行為の中でも、要綱の中で十分検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○世古文化・スポーツ振興課長　　仲委員のほうからもいただいた御意見も十分参考にしながら検討してまいりたいと思います。

○西川委員長　　他に御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西川委員長 ないようですので、では、議案第 39 号、工事請負契約について説明をお願いします。

○世古文化・スポーツ振興課長 それでは、議案第 39 号「工事請負契約について（尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事）」につきまして、説明いたします。

議案書の 9 ページを御覧ください。通知いたします。

こちらは、5 月 18 日に実施いたしました尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事に係る再入札が成立し、同月 22 日付で仮契約を締結いたしましたことから、本契約を締結するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○西川委員長 この説明について御質疑がある方、御意見ををお願いします。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西川委員長 では、なければ最後に、オープンウォーターについて報告をお願いします。

○世古文化・スポーツ振興課長 すみません、その他の報告といたしまして、文化・スポーツ振興課から 2 件報告が、よろしいでしょうか。

○西川委員長 はい。

○世古文化・スポーツ振興課長 まず、オープンウォータースイミングについてでございます。

こちら、毎年三木里海岸で行われておりますオープンウォータースイミング三重オープン、今年は 2026 尾鷲でございますが、今年は 6 月 28 日日曜日に実施される予定でございます。

小学 4 年生から一般まで幅広く参加できる大会であるとともに、日本水泳連盟公認のサーキット大会、また、国民スポーツ大会の三重県代表選手権大会であるなど、国内トップアスリートも参加する大会でございます。

当日、尾鷲市の防災訓練と日程が重なっておるところではございますが、こちらのオープンウォータースイミングの大会は、午後からも競技が行われておりますので、ぜひ御観戦いただければと思います。

それと、もう一件でございますが、先ほどの体育文化会館、中央公民館耐震・長寿命化に関することでございますが、こちらの議案のほうが御承認いただければ、その後、具体的な工事が始まってまいります。

その中で、恐らく7月中からと思われませんが、体育館前、教育委員会前、そちらの駐車場を閉鎖する形となります。

教育委員会及び武道場の利用者につきましては、当然そちらの通路は確保させていただくわけですが、駐車場が使えなくなるということで、来場者の方、利用者の方、市民の皆様に御不便をおかけすることとなります。

そちらの概要につきまして、今回このような形で報告させていただくとともに、今後、広報ですとかホームページ、また、SNS等で、エリアワンセグも含めまして、市民の皆様への周知させていただきますとともに、来庁者の乗り合わせなどの御理解、御協力をお願いすることになろうかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○西川委員長 分かりました。

特に質疑ありませんね。ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西川委員長 副委員長、どうですか。大丈夫ですか。

では、これで教育委員会の審査を終わります。

これより採決に入りますので、執行部は退席をお願いします。

正午を回りましたけど、もう採決まで行きたいと思いますので。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。

まず初めに、議案第35号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」、可決すべきとする委員は举手願います。

(挙 手 全 員)

○西川委員長 举手全員。举手全員でした。よって、議案第35号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、可決すべきとする委員は举手願います。

(挙 手 全 員)

○西川委員長 举手全員。举手全員です。よって、議案第36号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、

可決すべきとする委員は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○西川委員長 挙手全員。挙手全員でございます。よって、議案第37号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」、可決すべきとする委員は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○西川委員長 挙手全員。挙手全員でございます。よって議案第38号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「工事請負契約について（尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事）」について、可決すべきとする委員は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○西川委員長 挙手全員。挙手全員でございます。よって、議案第39号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号「工事請負契約について（中井町津波避難施設建設工事）」について、可決すべきとする委員は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○西川委員長 挙手全員。挙手全員でございます。よって、議案第41号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「工事請負契約について（矢浜津波避難施設建設工事）」について、可決すべきとする委員は挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

○西川委員長 挙手全員。挙手全員でございます。よって、議案42号は可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案につきましては、全て可決すべきものと決定しましたが、委員長報告についてはいかがいたしましょうか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

○西川委員長 委員長一任ということで、一任させていただきます。

長時間にわたり、行政常任委員会に協力していただき、ありがとうございました。

なお、予定しておりました明日の委員会については、休会といたしますので、よろしく願います。

これにて行政常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

(午後 0 時 1 0 分 閉会)